香取市建設工事等に係る一抜け方式入札試行要領

令和6年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他 (以下「工事等」という。)において実施する一抜け方式の入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、競争入札に付す一定の条件を満たす複数の 工事等において、あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者となった者は、その後に 開札する対象案件の入札から除外し、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をい う。

(対象案件)

- 第3条 次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の工事等について、一抜け方式の対象 案件とすることができる。
 - (1)指名競争入札
 - ア市が発注する案件であること。
 - イ 同一日に指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
 - ウ 発注工種又は発注業種が同一の案件であること。
 - エ 指名業者数が対象工事等全体で [規定の指名業者数+工事等の数-1] 以上見込まれること。ただし、指名業者数を確保することが困難な場合は、香取市建設工事等指名業者選定審査会において決定するものとする。

(留意事項)

- 第4条 一抜け方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。
 - (1)対象案件の開札順は、設計金額が高い順に設定するものとする。なお、対象案件の入札書提出締切時間は同日同時刻で設定するものとする。
 - (2)落札者の決定は原則として開札順に行うこととする。なお、先に開札した案件が、落 札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。
 - (3) 先に落札者を決定した案件で落札者となった者が、次の案件以降にも参加している場合は、その入札を無効とし、入札参加者として取り扱わないものとする。
 - (4)対象案件のうち、一部の入札案件が中止又は取止めとなった場合は、落札決定順位を 繰り上げるものとする。

(手続)

- 第5条 対象工事等の入札手続は、次の各号のとおり行うものとする。
 - (1)指名業者推薦書等に当該工事等が一抜け方式の案件であることを明示すること。

(2)指名通知書等に、当該工事等が一抜け方式の案件であることを明示すること。 また、落札者決定順を併せて明示するとともに、先に開札した案件で落札者となった者は、以降の対象案件の入札を無効とする要件を追加すること。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項その他の事務取扱いについては、香取市建設工事等入札・契約制度検討委員会において決定するものとする。